円満退職のポイント

LOG-AS
新しい明日にログイン！

退職までの基本的な流れ

- □ 退職の意思表示
  ↓
- □ 退職日の相談
  ↓
- □ 退職願の提出
  ↓
- □ 仕事の引継ぎ
  ↓
- □ 取引先への挨拶回り
  ↓
- □ 挨拶状の用意
  ↓
- □ 退職日

2ヶ月前

1ヶ月前

2週間前

1週間前

退職の意思表示 （2ヶ月前）

- □ 余裕を持って2ヵ月前くらいに相談する
- □ まずは直属の上司に相談すること

退職日の相談（1ヶ月前）

□ 上司と話し合ってお互いが納得できる日を決める
□ 仕事の引継ぎに要する時間や転職先への入社日などを考えて決める
※ 転職先の入社日は一度決めたらできる限り変更しない

退職願の提出（1ヶ月前）

- □ 形式的な書類である
- □ 詳しい退職理由は不要
- □ 会社指定のフォーマットがあれば使用する

仕事の引継ぎ

- □ スケジュールを明確にする
- □ 引継書の作成
- □ 退職後の緊急連絡先を伝える

取引先への挨拶回り

- □ 会社の意向によって対応する
- □ 退職理由などは具体的に伝えない
- □ 転職企業名を伝えることも控える
  ※「落ち着いたらこちらから連絡致します」
- □ 後任者の紹介

挨拶状の用意

□ できる限り手書きのメッセージをいれること

会社に返却するもの

- □ 健康保険被保険者証
- □ 社員証やICカードなどの身分証明書、社章
- □ 通勤定期券
- □ 制服・作業服
- □ 名刺
- □ 書籍・参考資料、事務用品などの備品
- □ 業務用の関係書類

会社から受け取るもの

- □ 離職票
- □ 雇用保険被保険者証
- □ 源泉徴収票
- □ 年金手帳

雇用保険と失業給付金 1

◆給付を受けるための条件

① 失業状態である

→労働しようという意思と能力があり、積極的に仕事に就くための活動をしていながら、仕事に就くことができない状態にある

② 退職日以前の2年間に雇用保険加入期間が通算12ヶ月以上ある

③ ハローワークに求職の申込みをしている

→「求職票」に希望条件などを記入し提出する。

雇用保険と失業給付金 2

◆失業給付を受けるまでの流れ 1

（※会社都合による退社、正当な理由のある自己都合退社の場合）

- □ ハローワークで求職の申込みを行う
- □ 7日間の待機期間
- □ 雇用保険受給説明会と失業認定日（1回目）に出席
- □ その後、1週間程度で初給付
- □ 以降は毎月（4週間ごと）の失業認定日に出席
  その後、1週間程度で給付

雇用保険と失業給付金 3

◆失業給付を受けるまでの流れ 2

（※自己都合、懲戒解雇による退社の場合）

- □ ハローワークで求職の申込みを行う
- □ 7日間の待機期間
- □ 雇用保険受給説明会と失業認定日（1回目）に出席
- □ 待機期間＋3ヶ月間の給付制限終了後
  失業認定日（2回目）に出席
- □ その後、1週間程度で初給付
- □ 以降は毎月（4週間ごと）の失業認定日に出席
  その後、1週間程度で給付

雇用保険と失業給付金 4

◆手続に必要なもの

- □ 離職票-1と-2
- □ 雇用保険被保険者証
- □ 身分証明（住所・氏名・年齢の確認）

  ※ 運転免許証、写真つきの住民基本台帳カードなど
- □ 写真（3cm×2.5cmの正面上半身）2枚
- □ 本人名義の普通預金通帳
- □ 印鑑
- □ 休職申込書

雇用保険と失業給付金 5

◆給付の金額は？

□ 基本手当日額 の計算方法

基本手当日額 ＝ 賃金日額 × 給付率

※ 賃金日額・・・ 離職の日の直前6か月間に支払われた給料の1日平均の額のこと
→ 離職の日の直前6か月の給料÷180
※ 給付率 ・・・ 50～80％（ハローワークで細かい給付率を知ることができます）
※ 計算に含めるもの ・・・ 残業手当、通勤手当、営業手当など
計算に含めないもの・・・ 賞与、退職金、解雇予告手当、結婚祝い金など

【例】 年齢35歳、月給30万円の場合
賃金日額は30万円×6か月÷180＝1万円になります。
給付率 は 35歳だと57％になります。
1万円×約57％ ＝ 約5，700円 となります。

雇用保険と失業給付金 6

◆いつまでもらえるの？

●自己都合、定年退職などによる退職者の失業保険のもらえる日数

勤続年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日			120日	150日

●倒産、解雇などによる退職者の失業保険のもらえる日数

<table>
<tr><th></th><th>1年未満</th><th>1年以上
5年未満</th><th>5年以上
10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>30歳未満</td><td rowspan="5">90日</td><td rowspan="3">90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td></td></tr>
<tr><td>30歳以上
35歳未満</td><td rowspan="2">180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
<tr><td>35歳以上
45歳未満</td><td>240日</td><td>270日</td></tr>
<tr><td>45歳以上
60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr>
<tr><td>60歳以上
65歳未満</td><td>150日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
</table>

再就職手当 1

◆ 基本手当の受給資格がある人が所定給付日数を残して安定した職業に就いた場合に支給される手当

※受給には以下の諸条件を満たす必要があります

- □ 基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上ある
- □ １年以上安定して雇用される仕事に就職
- □ 再就職先で雇用保険の被保険者資格を取得している
- □ 過去3年以内に「再就職手当」「常用就職手当」「早期再就職支援金」の支給を受けていない
- □ 待機経過後に就職した
- □ 給付制限を受けた場合、待機経過後1ヶ月間についてはハローワークの紹介、または職業紹介事業者の紹介により職業に就いた
- □ 離職前の事業主、また関連会社など密接な関係にある事業主に再び雇用されたものではない
- □ 申請後すぐに離職していない
- □ 受給資格決定前に内定を受けた事業主に雇用されたものでない

再就職手当 2

◆ 再就職手当支給額

支給額＝基本手当日額×残り所定給付日数×30%

（例）所定給付日数が120日、残日数90日、基本手当日額6,000円の場合
90日×6，000円×30%＝162，000円

健康保険 1

◆ 退職とともに健康保険の被保険者資格がなくなる

↓

転職先が決まっていない場合や転職先への入社まで時間がある場合は以下のいずれかの加入手続をする必要がある

□ それまで加入していた健康保険の任意継続被保険者制度を利用
□ 国民健康保険に加入する
□ 家族の扶養に入る

健康保険 2

◆ 任意継続被保険者制度

→ 退職後も在職中と同じ被保険者資格を継続できる制度
退職前の被保険者資格が2ヶ月以上あれば
最長2年間まで利用可能

※退職日の翌日から20日以内に手続を行うこと

◆ 国民健康保険の手続き

→ 市区町村が保険者となる健康保険
保険料や納付方法は自治体によって異なるため、
国民健康保険窓口に問い合わせること

LOG-AS
新しい明日にログイン！

年金 1

◆年 金 → 失業期間中は国民年金へ加入する必要がある

【本 人】	【配偶者】※被扶養
在職中（第2号被保険者）	第3号被保険者
↓ ↓	↓
退　職（第1号被保険者）	第1号被保険者

種別変更の手続きを行い保険料を
自分で納付する必要がある

年金 2

◆ 公的年金の被保険者区分

□ 第1号被保険者

→ 国民年金にのみ加入。自営業、学生、無職 など

□ 第2号被保険者

→ 国民年金と、厚生年金や共済組合に加入。会社員や公務員など

□ 第3号被保険者

→ 第2号被保険者に扶養されている年収130万未満の配偶者。
保険料を納めなくても国民年金の被保険者となる

税金 1

◆ 住民税

→ 1月から12月までの1年間の所得に対して課された税額を
翌年6月から翌々年5月までに「後払い」で納める。
退職後は自分で納める必要がある。

□ 6～12月に退職した場合

残額支払方法を一括か分割か選択

一括の場合 → 会社と相談し支払う

分割の場合 → 納税通知書に沿って役所に支払う

□ 1～ 5月に 退職した場合

残額を退職時に一括で支払う。

税金 2

◆ 所得税

□ 年内に再就職した場合

→ 再就職先の会社で年末調整を行う。

□ 年内に再就職しなかった場合

→ 翌年、確定申告を行う